

令和8年度

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金 (除却事業) 対象要件等チェックリスト

申請を希望される方は、必ず事前にご相談ください。

相談者氏名 _____

連絡先 _____

物件所在地 _____

除却

対象事業 ☐ 自ら居住するために購入、賃借、相続又は受贈した敷地に存する空き家の除却

対象者 ☐ 下記の①～⑤のいずれかに該当する方

① 県外からの移住者（交付申請日以前の原則2年以内に県外から転入した方を含む）

② 子育て世帯（18歳以下の就労していない子ども※を養育している世帯）

※18歳に達した日以後最初の4月1日を経過した者を除く。

③ 新婚世帯（交付申請時に婚姻の届出日から5年以内で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯）

④ 東日本大震災の避難者・被災者

⑤ 二地域居住者

対象経費 ☐ 除却（空き家及び敷地内の付属建築物の解体、残置物処分、庭木の剪定、除草
※対象外経費：調査・設計等、住宅部分以外の解体・残置物処分、解体後の新築（造成含む）に係るもの

補助金額 ☐ **除却 対象経費の1/2（千円未満切捨） 上限80万円**

主な要件 ☐ 概ね3か月以上居住その他の使用がなされていない市内の空き家であること
☐ 居室のほか、生活に必要なトイレ、台所、浴室等を備えていること
☐ 市区町村税の滞納がないこと
☐ (賃借者の場合)工事等の着手前に所有者の承諾を得ること
☐ 同一内容の補助金の交付を受けていないこと
☐ 暴力団関係者でないこと（同一世帯全員）
☐ 町内会に加入済又は加入見込であること
☐ **工事等の着手前に、交付申請書に必要書類を添えて提出すること**
☐ **補助金の交付申請から補助対象工事の完了、実績報告までが同一年度内に完結すること**
☐ 自ら居住するために購入、賃借、相続または受贈した敷地に存する空き家であること
☐ 当該除却等が公共事業の補償対象でないこと
☐ 他の補助金の財産処分制限期間内でないこと
☐ **補助対象工事の完了から、原則1年以内に、同一敷地内に補助事業者が自ら居住するための新築住宅（併用住宅を含む。）に定住を開始し、5年以上定住すること**



注意

- この補助金は、福島県と白河市の共同事業です。
- 交付申請を行ってから工事等に着手できるまで、1か月程度要する場合があります。
- 補助金は予算の範囲内での交付となります。

担当：白河市 建設部 まちづくり推進課 まちなか居住推進係

電話：0248-28-5533

※ご来庁の際は、事前にお電話いただくとスムーズです。

令和8年度

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金 (除却事業) 必要書類・申請手順等チェックリスト

交付申請から、工事等完了後の実績報告まで、同一年度内の完結が必須となります。

交付申請

- ☐ 補助金交付申請書（第1号様式）
 - ☐ 事業計画書（第2号様式）
 - ☐ 交付申請に関する誓約書（第3号様式）
 - ☐ 空き家に関する証明書（第4号様式）
 - ☐ 現住所の住民票の写し（同一世帯全員分）
 - ☐ 直近の市区町村税等の納税証明書※1（同一世帯全員分）
 - ☐ 当該空き家を購入、賃借、相続、又は受贈したことが分かる書類の写し（売買契約書及び登記事項証明書、賃貸借契約書等）
 - ☐ （賃借者の場合）空き家所有者の承諾書
 - ☐ （妊娠中を理由とした子育て世帯の場合）母子健康手帳の写し
 - ☐ （新婚世帯の場合）戸籍謄本等
 - ☐ （二地域居住者の場合）二地域居住の誓約書（第5号様式）
 - ☐ （避難者の場合）市町村の発行する届出避難場所証明書の写し
 - ☐ （被災者の場合）罹災証明書の写し
 - ☐ 除却費用の内訳がわかる見積書・契約書等の写し
 - ☐ 除却する空き家等の施工前の写真
 - ☐ 除却する空き家の図面（配置図・平面図）
 - ☐ 除却後の敷地に新築する戸建て住宅の図面（配置図・平面図）
 - ☐ 補助金振込口座の通帳の写し等
 - ☐ その他市長が必要と認める書類
- ※1 申請時期等により、納税証明書の取得方法が異なりますので、事前にお問い合わせください。



交付決定

交付決定通知書を郵送します。

交付決定までは1か月程度要する場合があります。



工事着手

工事等の内容が変更になる場合は、「変更承認申請」が必要になる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。



工事等完了後 (20日以内)



実績報告

現地確認



交付確定

交付確定通知書を郵送します。
同封された交付請求書に必要事項を記入し、返送してください。



交付請求

- ☐ 交付請求書(別紙様式)



交付
(銀行振込)

- ☐ 実績報告書（第9号様式）
 - ☐ （二地域居住者の場合）公共料金（水道、ガス等）契約書等の写し
 - ☐ （避難者の場合）当該空き家を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書の写し
- ☐ 除却の契約書又は工事等の内容が確認できる書類及び領収書の写し
- ☐ 除却に係る施工前、施工中及び施工後の写真
- ☐ 除却後の敷地に新築する戸建住宅の工事請負契約書等の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

担当：白河市 建設部 まちづくり推進課 まちなか居住推進係
電話：0248-28-5533

※ご来庁の際は、事前にお電話いただくとスムーズです。